|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 国際連合 | CRCPD/C/BGD/CO/1 | |
| United Nations logo | **障害者の権利に関する条約** | | 配布：一般  2022年10月11日  オリジナル英語 |

**障害者権利委員会**

バングラデシュの初回報告に対する総括所見\*, [[1]](#footnote-1)\*\*

I.　 　はじめに

1. 委員会は、2022年8月25日と26日に開催された第600回および第601回会合[[2]](#footnote-2)において、バングラデシュの初回報告[[3]](#footnote-3)を検討した。委員会は、2022年9月7日に開催された第617回会合で本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたバングラデシュの初回報告を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項[[4]](#footnote-4)に対する締約国の書面回答[[5]](#footnote-5)に感謝する。

3. 委員会は、関係省庁の代表を含む締約国代表団との有意義な対話を高く評価する。

II. 肯定的な側面

4. 委員会は、2007年の条約批准以来、条約を実施するために締約国がとった措置を歓迎する。

5. 委員会は、締約国が110万人以上のロヒンギャ難民を一時的に受け入れており、その中に多数の障害のある人がいることを知っている。

6. 委員会は、障害のある人の権利を促進するためにとられた、特に以下の立法措置および政策措置を歓迎する：

(a) 2013年に「障害者権利保護法」、2015年に「障害者権利保護規則」が採択されたこと；

(b) バングラデシュの公用語（バングラ語）に条約を翻訳し、子どもにやさしい条約を作成したこと；

(c) 2013年の神経発達障害者保護信託法の採択、2016-2030年の神経発達障害戦略行動計画、2010年の自閉症リソースセンターの設立；

(d) 障害のある人の健康問題への認識と対処を含んだ国家保健政策が2011年に策定されたこと；

(e)　第4次保健・人口・栄養部門プログラム（2017-2022年）の採択。ここでは、アクセシブルなインフラの必要性と、高齢者や障害のある人に対する保健部門の態度の問題に対処するための人材育成が取り上げられた；

(f)　現行の行動計画で特定されたギャップや問題への対処を目的とした、2018年から2025 年までの長期行動計画の採択。

**III. 主な懸念事項と勧告**

A. 一般原則と義務（第1～4条）

7. 委員会は、2013年に制定された障害者権利保護法が、障害のある人、特に障害のある女性および少女、精神（psychosocial）障害のある人、知的障害のある人、ハンセン病患者に対する保護を適切に提供していないこと、並びに締約国で使用されている障害の概念が障害の人権モデルに完全には準拠していないことを懸念する。

8. **委員会は、締約国が2013年障害者権利保護法を見直し、障害のある女性のための規定を確保することを含め、法律、政策、戦略、行動計画を条約と効果的に調和させることを勧告する。**

9. 委員会は、障害のある女性や子ども、知的障害のある人、精神障害のある人、ハンセン病患者を含む障害のある人の視点、意見、懸念が、農村部を含むあらゆるレベルの公的機関による意思決定プロセスのあらゆる段階に適切に含まれることを確保するための、協議および参加のための有意義かつ効果的なメカニズムが存在しないことに懸念をもって留意する。

10. **委員会は、条約の実施と監視における、障害のある子どもを含む障害のある人を代表する団体を通じた参加に関する一般的意見第7号(2018年)に照らして、締約国に対し、現在不十分である当該団体への十分な資金提供を含め、条約の実施とその監視における、障害のある女性や子どもを含むすべての障害のある人を代表する団体を通じた効果的な参加と意味のある協議のための正式なメカニズムを確立するよう勧告する。**

B. 具体的な権利（第5～30条）

平等と非差別（第5条）

11. 委員会は懸念を持って観察する：

(a) 締約国の憲法および法律には、条約に沿って、障害に基づく差別、特に知的障害のある人、精神障害のある人に対する差別、複合的差別および交差的差別を明確に禁止する立法措置および政策措置が欠如している；

(b) 差別的な性質を持つすべての法律や政策、特に2013年のヴェーダや不利な立場にある人の生活水準向上プログラムの実施に関する政策や、2018年の精神保健法第21条の精神疾患のある人の後見人に関する政策を廃止するための措置が不十分であること；

(c) 合理的配慮の否定を障害に基づく差別の一形態として認める差別禁止法案の採択の遅れ。

12. **平等と非差別に関する一般的意見第6号（2018年）に照らし、持続可能な開発目標のターゲット10.2と10.3を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **ジェンダー、年齢、民族、宗教、カースト、職業、障害の性質や種類を理由とする差別の複合的・交差的形態を含め、条約に沿った障害に基づく差別を禁止するために、憲法と2013年障害者権利保護法を見直し、改正すること；**

(b) **ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人を含む障害のある人に対する差別的な法律や政策を廃止すること；**

(c) **2015年反差別法案を遅滞なく採択し、生活のあらゆる分野における障害を理由とする差別が禁止され、複合差別や交差差別を含む障害に基づく差別に対する適切な保護が規定され、合理的配慮の拒否が障害に基づく差別の一形態として含まれるようにすること。**

障害のある女性（第6条）

13. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 障害のある女性と少女に対する、性、年齢、および民族的、言語的、宗教的背景に基づく、根強い複合的および交差的な差別；

(b) 2013年障害者権利保護法および2011年の女性の地位向上に関する国家政策は、社会から疎外された、およびマイノリティ・グループに属する障害のある女性および少女の権利を含むように見直されておらず、また、彼女たちの権利を保護するための包括的なプログラムを策定していない；

(c)　障害のある女性、特に知的障害のある女性、精神障害のある女性、ハンセン病の女性に対する差別的な家族的・社会的慣習を排除することを含め、障害のある女性と少女の権利を主流化するための法律と政策が見直されていない；

(d) 生活のあらゆる側面において、あらゆる意思決定プロセスへの障害のある女性の代表団体の完全かつ効果的な参加を妨げる重大な障壁が存在すること。

14. **障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号（2016年）に照らして、また持続可能な開発目標5を想起して、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **障害のある女性および少女、特に宗教的および民族的マイノリティ・グループに属する障害のある女性、ハンセン病に罹患した女性、知的障害または精神障害のある女性、障害のある難民に対する複合的かつ交差的な形態の差別に対処するために必要な措置を採択し、実施し、性別、年齢、民族的、言語的および宗教的背景によって分類されたデータを収集する；**

(b) **周縁化された（marginalized）集団に属する障害のある女性の権利を含めるために、2013年の障害者権利保護法を改正し、マイノリティ集団に属する障害のある女性の権利を扱うために、2011年の女性の地位向上政策を見直し、その権利を守るための包摂的なプログラムを開発する；**

(c) **障害のある女性、特に知的障害または精神障害のある女性、ハンセン病の女性に対する差別的な家族的・社会的慣習を撤廃することを含め、障害のある女性と少女の権利を主流化するために、すべての法律と政策を改正すること；**

(d) **障害のある女性の代表団体の参加のために十分な資源を配分することを含め、すべての意思決定プロセスにおいて、彼らの完全かつ効果的な参加を妨げるすべての障壁を撤廃するための措置をとること。**

障害のある子ども（第7条）

15. 委員会は懸念を持って以下を観察する：

(a) 障害のある子どもの保護に関する法律や政策、特に2011年の子どもに関する国家政策と2013年の子ども法（2018年改正）についての認識が不十分である；

(b) 子ども、特に障害のある子どもや難民の子どもに対する体罰を含め、保健ケア、教育、その他のサービスへのアクセスの欠如に影響を与える、障害のある子どもに対する偏見、差別、否定的態度、有害な慣行、固定観念。

16. **委員会は、2022年に出された障害のある子どもの権利に関する子どもの権利委員会と障害者権利委員会の共同声明を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **十分な予算配分と人的、技術的、財政的資源をもって、障害のある子どもの権利の促進と保護のための国家戦略を策定する；**

(b) **障害のある子どもに対する偏見、差別、否定的な態度、有害な慣行および固定観念に対処するために必要な政策措置を採択し、実施し、差別なく、他の子どもと平等に、保健ケア、教育およびその他のサービスへのアクセスの確保を可能にし、子ども、特に障害のある子どもに対するあらゆる形態の体罰を禁止する。**

意識の向上（第8条）

17. 委員会は以下を懸念している：

(a) 障害のある人、特に障害のある女性や少女、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人に対する偏見、スティグマ、固定観念、軽蔑的な言葉、差別の根強さに関連して、一般市民や公務員を対象とした障害問題に関する啓発キャンペーンや取り組みが限られていること。また、特に農村部や遠隔地におけるすべての障害のある人に対する適切な形式での啓発活動に関する情報の欠如；

(b) 啓発プログラムやキャンペーンに、障害のある人の代表団体 を通じて障害のある人が参加していないこと。また、メディアにおける障害のある人、特にハンセン病患者に対する否定的で滑稽な描写を阻止することを目的とした法律や政策が有効でないこと。

18. **委員会は、障害のある人を代表する団体と協議して、締約国が以下のことに努めるよう勧告する：**

(a) **ハンセン病患者、障害のある女性および少女、知的障害のある人および精神障害のある人を含む障害のある人に対して広まっている偏見、スティグマ、固定観念、軽蔑的な言葉の使用、差別と闘うために、特に農村部や遠隔地において、一般市民や公務員を教育するための啓発キャンペーンやイニシアチブを強化し、意識の向上に関する国家戦略を採択すること；**

(b) **迷信的・神話的な信念や慣習に基づくものを含め、障害のある人に対する偏見、固定観念、烙印、差別に対処する啓発プログラムを策定・実施し、メディアおよび必要なすべての公務員を巻き込んで、人権を尊重した用語の使用を含め、障害のある人の権利の促進と保護を強化する。**

アクセシビリティ（第9条）

19. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 公共建築物、物理的環境、情報通信技術およびシステム、公共および民間のウェブサイト、その他一般に公開または提供される施設およびサービスにおけるアクセシビリティについて採択されたガイドラインをさらに推進するための具体的な実施戦略が欠如しており、これには、特に地方、特に難民に対する交通分野におけるガイドラインの欠如が含まれる；

(b) 建築環境、交通、情報通信技術・システム、その他公衆に開放される施設やサービスのアクセシビリティ基準の設計、実施、監視に、障害のある人を代表する団体が含まれていないこと。

20. **アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に照らし、持続可能な開発目標9および11を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **難民が利用するものを含め、都市部と農村部で、物理的環境、交通、情報通信技術・システムを含む情報通信、その他公衆に開放または提供される施設やサービスに対する障害のある人のアクセスを促進するため、アクセシビリティに関する国家戦略を策定し、実施する；**

(b) **アクセシビリティに関する既存の政策や規則、特に2013年障害者権利保護法の効果的な実施を確保し、障害のある人を代表する団体の完全かつ効果的な参加と協議のもと、その進捗状況を測定するための監視メカニズムを開発すること。**

生命の権利（第10条）

21. 委員会は、機能障害を理由とする嬰児殺しの事例が報告されていることに懸念を抱いている。

22. **委員会は、締約国に対し、障害のある子どもを、機能障害を理由とする嬰児殺しから保護するために、適切な法的および政策的措置をとるよう勧告する。**

危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

23. 委員会は、自然災害に対する締約国の脆弱性に留意し、以下を懸念する：

(a) 締約国における災害リスク軽減戦略、特に国家災害対応計画および災害に関する常設命令（standing orders）の策定および実施において、障害のある人を代表する団体を通じての障害のある人の効果的な包摂と参加がなされていないこと、また、避難、救助、避難所、救援および災害後のリハビリテーション計画を含む人道的緊急事態における障害のある人に関する適切な政策および措置が欠如していること；

(b) 障害のある人、特に障害のある女性や少女、ロヒンギャ難民を含む民族的・宗教的マイノリティに属する人々は、危険な状況、人道的緊急事態、自然災害において不釣り合いな影響を受けており、特別な保護を必要としている。

24. **委員会は、締約国に対し、仙台防災枠組2015-2030、気候変動に関するパリ協定、持続可能な開発目標11および13に従い、次のことを行うよう勧告する：**

(a) **締約国における災害リスク軽減戦略の策定および実施、特に国家災害対応計画および災害に関する常設命令において、障害のある人およびその代表団体の効果的な包摂および参加を確保し、避難、救助、避難所、救援および災害後のリハビリテーション計画を含む人道的緊急事態について、すべての難民を含む適切な政策および措置を採択し、実施すること；**

(b) **障害のある人、特に障害のある女性や少女、ロヒンギャ難民を含む民族的・宗教的マイノリティに属する人々に対する人道的保護のレベルを高め、すべての避難、救助、避難所、救済、災害後のリハビリテーション計画に彼らを含めること。**

法の下の平等な承認（第12条）

25. 委員会は、1872年契約法、1882年財産譲渡法、1928年ヒンドゥー相続（障害除去（Removal of Disabilities））法が、障害のある人、特に知的障害のある人、障害のある女性、宗教的・民族的少数派に属する障害のある人の、契約を結んだり財産を相続したりする法的能力を否定し、代理意思決定制度を規定していることを懸念している。

26. **委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見1号（2014年）に沿って、締約国に勧告する：**

(a) **1872年契約法、1882年財産譲渡法、1928年ヒンドゥー相続（障害除去）法、その他、障害のある人、特に知的障害のある人、障害のある女性、宗教的・民族的マイノリティ・グループに属する障害のある人の、契約を結んだり財産を相続したりすること、自らの財務を管理すること、銀行ローンや住宅ローン、その他の形態の金融信用を平等に利用することを否定するすべての法律や政策を廃止する；**

(b) **障害のある人の自律、意思、選考を適切に尊重する意思決定メカニズムを導入する。**

司法へのアクセス（第13条）

27. 委員会は以下を懸念している：

(a)　障害のある女性、知的障害のある人、精神障害のある人、聴覚障害のある人、難聴者、盲ろう者を含む障害のある人のための司法および行政手続きにおける手続き的配慮、およびジェンダーに配慮し、年齢に応じた配慮の欠如、特に点字、わかりやすい版（Easy Read）、手話言語などのアクセシブルな形式での情報提供する措置、農村部や遠隔地を含め、裁判所の建物およびすべての司法・行政施設の物理的なアクセシビリティを確保するための措置の欠如；

(b) 障害のある女性に対する偏見と固定観念、およびそのような女性が司法へのアクセスを得ようとする際の司法当局による脅迫；

(c) 司法制度におけるすべての関係者の間で、障害のある人の権利に対する認識が不十分であり、それに関する研修が行われていないこと、また、障害のある人が弁護士、裁判官、陪審員として、また司法制度におけるその他の役割や職種において活動できるようにするための手続き的配慮がなされていないこと。

28. **委員会は、障害のある人の権利に関する特別報告者と障害とアクセシビリティに関する事務総長特使が2020年に作成し、委員会が承認した、障害のある人の司法アクセスに関する国際原則とガイドライン、および持続可能な開発目標のターゲット16.3を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある女性、知的障害のある人、精神障害のある人、ろう者、難聴者または盲ろう者を含む障害のある人のために、司法および行政手続において、手続上、年齢相応でジェンダーに対応した配慮を確保するための効果的な措置、ならびに、アクセシブルな形式で情報を提供し、農村部および遠隔地を含む裁判所の建物およびすべての司法・行政施設の物理的アクセシビリティを確保するための措置を採択し、実施すること；**

(b) **障害のある人に対するあらゆる偏見、固定観念、スティグマと闘い、障害のある女性に対する脅迫を含むあらゆる障壁を撤廃し、司法過程が障害およびジェンダーに配慮されたものとなるようにする；**

(c) **警察や刑務所の職員を含む司法関係者が障害のある人の権利を理解できるよう、効果的な研修を確保し、弁護士、裁判官、陪審員、また司法制度におけるその他の役割や職種に就くことを希望する障害のある人に対し、個別の支援と手続き的配慮を提供すること。**

身体の自由と安全（第14条）

29. 委員会は、障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人が、現行法の誤った適用により、依然として頻繁な嫌がらせ、逮捕および拘禁にさらされていることを懸念する。また、知的障害のある人の家族による自宅での監禁や手かせ足かせの事例や、知的障害のある人および精神障害のある人の自由意思に基づくインフォームドコンセントのない拘留や治療についても懸念する。

30. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドラインを想起し、締約国に勧告する：**

(a) **1860年刑法および2010年ドメスティック・バイオレンス（防止および保護）法の改正を含め、障害のある人、特に障害のある女性、知的障害のある人および精神障害のある人に対する不当な嫌がらせ、逮捕、拘留、不法な拘束および監禁を防止するために、1898年刑事訴訟法第54条、首都警察条例および2011年浮浪者およびホームレス更生法を改正すること；**

(b) **知的障害のある人の家庭内拘束を防止するための具体的な措置を講じるとともに、本人の同意なく拘束されている障害のある人の数について、年齢、ジェンダー、障害別に区分した統計データを収集する措置をとること。**

拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つけるような待遇もしくは刑罰からの自由 (第15条）

31. 当委員会は懸念を持って以下を観察する：

(a) 施設における障害のある人の拷問および拘禁死の事例が報告されていること、この問題に関する年齢および性別に区別された情報およびデータがないこと、また、マイノリティ・グループに属する障害のある人、障害のある移民労働者、障害のある難民を含め、このような拷問の犠牲となった障害のある人およびその家族に対する保護措置、強制力のある救済措置、シェルターを含むアクセシブルなサービス、アクセシブルな形式による情報が提供されていないこと；

(b） 障害のある子どもに対する体罰を含め、拷問や残虐な、非人道的な、あるいは品位を傷つけるような待遇や刑罰の加害者を制裁する措置が採用されていないこと、また制裁の実施を監視するメカニズムがないこと。

32. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **施設での障害のある人の拷問と監禁死を防ぐ具体的措置を取り、このことに関する年齢と性別で分類されたデータを収集し、マイノリティグループに属する障害のある人、障害のある移民労働者、障害のある難民を含め、このような拷問の犠牲となった障害のある人とその家族に対し、アクセシブルな苦情申し立てメカニズム、強制力のある救済措置、アクセシブルなサービスおよびシェルターを確立し、アクセシブルな形式で情報を提供する；**

(b) **障害のある子どもに対する体罰を含め、拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰の加害者を制裁するメカニズムを確立し、制裁の実施を監視するメカニズムを確立すること。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

33. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 障害のある人、特に障害のある女性および少女、知的障害のある人および精神障害のある人に対する搾取、暴力および虐待の事例が報告されており、また、暴力の被害者である高齢の障害のある女性のためのアクセシブルなシェルターなど、利用可能な保護措置が不十分である；

(b) そのような暴力の被害者に対する、リハビリテーションや補償を含む効果的な救済や救済措置がないこと、また、そのような暴力の加害者に対する苦情申し立てメカニズムや制裁措置がないこと；

(c) あらゆる形態の暴力や虐待、物乞いなどの有害な行為から障害のある子どもを守るための特別な保護措置がないこと。

34. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **搾取、暴力、虐待にさらされている障害のある人、特に高齢の障害のある女性、障害のある少女、知的障害のある人および精神障害のある人に、アクセシブルなシェルターの設置を含め、保護を提供するための具体的な措置を採用すること；**

(b) **苦情を申し立て、加害者の制裁処罰、被害者への救済と補償を提供するための効果的なメカニズムを導入し、障害のある人に対する搾取、暴力、虐待を防止するための独立したメカニズムを設置し、障害のある人のために設計された施設やプログラムを監視する権限を与え、このメカニズムを機能的かつ効果的にするために十分な資源を提供する；**

(c) **障害のある子どもがあらゆる形態の暴力、虐待、有害な慣行、特に物乞いから保護されることを確保するための具体的かつ効果的な措置を採用すること。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

35. 委員会は以下を懸念している：

(a) 施設にいる障害のある女性、特に知的障害のある女性、および精神障害のある女性に対して行われた強制中絶および強制不妊手術、ならびに強制的な医療および精神医学的介入、強制的な精神科入院；

(b) 強制不妊手術、強制中絶、強制医療および/または強制精神医学的介入、強制精神科入院を受けた障害のある人に関する、性別、年齢、機能障害の種類別に分類された統計データがないこと；

(c) 障害のある女性と少女に対して行われる有害な慣行、特に強制結婚が依然として一般的であること。

36. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **強制的な医学的・精神医学的介入および同意のない精神科入院を廃止することを含め、障害のある女性、特に知的障害のある女性、精神障害のある女性に対する強制的な中絶および不妊手術の実行を禁止する具体的な措置をとり、障害のある人がそのような介入および治療に関して事前のインフォームド・コンセントを表明できるよう、支援付き意思決定のメカニズムを確立すること；**

(b) **強制不妊手術、強制中絶、強制医療・精神科介入、同意のない精神科入院の対象となった障害のある人に関する統計データを、性別、年齢、機能障害の種類別に収集すること；**

(c) **強制結婚のような有害な慣行を防止するための強固な対策を実施する。**

移動の自由と国籍（第18条）

37. 委員会は以下を懸念している：

(a) 障害のある子ども、特にロヒンギャ難民の障害のある子どもや、遠隔地や農村部に住む障害のある子どもの出生証明書、結婚証明書、死亡証明書などの公的な市民文書が存在せず、そのような子どもがサービスを受けられないことにつながっている；

(b） 障害のある人、特にロヒンギャ族の障害のある難民の移動の自由がないため、難民キャンプ外や海外で医学的リハビリテーションを受けることを妨げられている；

(c） 締約国が、難民の地位に関する条約あるいはその議定書、無国籍者の地位に関する条約または無国籍者の縮小に関する条約を批准していないこと。

38. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のあるすべての子ども、特にロヒンギャ難民の障害のある子どもや、遠隔地や農村部に住む障害のある子どもが、あらゆるサービスを利用できるようにするために、市民文書の入手を確実にするための具体的な措置を採用すること；**

(b) **障害のある人、特に障害のあるロヒンギャ難民の移動の自由を確保し、難民キャンプ外または海外で医学的リハビリテーションを受けられるようにするための効果的な措置をとること；**

(c) **難民の地位に関する条約およびその議定書、無国籍者の地位に関する条約および無国籍者の縮小に関する条約を批准し、主にロヒンギャのイスラム教徒を対象としている1946年の外国人法を廃止するために必要な措置をとること。**

自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

39. 委員会は懸念を持って以下を観察する：

(a) 特に障害のある女性や子ども、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人に対する偏見や態度面の障壁の結果、障害のある人に対する地域に根ざしたサービスが不十分であり、差別が繰り返され、とくに農村部と遠隔地ではコミュニティから隔離されており、障害のある人が自立した生活を送り、地域社会に参加する能力を妨げている；

(b) 障害のある人、特に障害のある女性や子ども、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人が、どこで誰と暮らすかを選択できるようにするための財源、アクセシブルな物理的インフラ、自立生活を促進するパーソナルアシスタンスや補助器具の提供を含む適切な支援サービスが不足している。

40. **自立して生活し、地域社会に包摂されることに関する一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化ガイドライン**[[6]](#footnote-6)**に照らして、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人を代表する団体との緊密な協議のもと、障害のある人が地域社会の主流サービスにアクセスできるようにするための国家戦略を策定し、障害のある人、特に障害のある女性や子ども、ハンセン病患者、精神障害のある人、知的障害のある人のサービス利用と参加を妨げるあらゆる障壁を撤廃し、特に農村部や遠隔地において、戦略の実現のために十分な人的・財政的・物的資源を提供すること；**

(b) **遠隔地や農村部を含め、パーソナルアシスタンスおよび補助機器の取得のための十分な予算配分を確保し、また地域支援サービスが利用可能で、アクセスしやすく、手頃な価格であることを保証する。こうして障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を行使できるようにする。**

個人の移動（第20条）

41. 委員会は、障害のある人、特に障害のある女性および子どもが、特に農村部において、個人の移動に必要な移動補助具、補助装置、補助技術およびサービス（アクセシブルな交通機関およびインフラを含む）を入手、使用、維持する際にしばしば直面する障壁について懸念する。

42. **委員会は、締約国に対し、障害のある人の個人的な移動を支援するために、アクセシブルな交通機関やインフラストラクチャーを含め、手頃な価格で質の高い移動補助具、補助装置、補助技術およびサービスを取得することを妨げるすべての障壁を撤廃し、それらの使用法やメンテナンスに関する必要な情報や訓練を提供するよう勧告する。また、締約国に対し、障害のある人が関税の引き下げを通じて海外からそのような機器を調達できるような環境を整え、障害のある人の代表団体と協議しながら、そのような機器を安価に製造・修理する手段の開発を継続するよう勧告する。**

表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）

43. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) バングラ手話がろう者の公用語として十分に認知されていないこと、司法手続きや公的行事で使用する手話言語通訳者の数が限られていること；

(b) 点字、わかりやすい版、触覚コミュニケーション、アクセシブル・マルチメディア、アクセシブルな情報通信技術を含む、筆記、音声、朗読、補助的代替的コミュニケーション方法、手段、様式など、特に農村部や遠隔地で、障害のある人にアクセシブルな様式による情報が存在しないこと；

(c) ろう者、盲人、視覚障害のある人のニーズに応えるための、アクセシブルな民間および公共のウェブサイトの数が少なく、またテレビ番組で字幕、手話言語、音声説明が不足していること；

(d) 手話言語通訳者やその他の専門職に対し、点字やわかりやすい版、触覚コミュニケーション、アクセシブル・マルチメディア、その他の補助的代替的コミュニケーション方法、手段、様式の適用に関する訓練を提供する財源が不足している。

44. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **バングラ手話を公用語として認める；**

(b) **一般公衆に提供される情報が、農村部や遠隔地を含め、点字、手話言語、わかりやすい版、音声説明、字幕、触覚、補助的代替的コミュニケーション手段など、アクセシブルな様式や形式で、障害のある人が利用できることを確保するために、立法措置や政策措置を含め、必要なあらゆる措置を講じること；**

(c) **テレビ局が、ろう者や盲人、視覚障害のある人のための字幕、手話言語、音声説明など、アクセシブルな様式で番組を提供すること、および公共および民間のウェブサイトがアクセシブルになることを確保することを目的とした立法措置および政策措置を採択し、実施すること；**

(d) **障害のある人の代表団体と協議の上、有資格の手話言語通訳者、およびその他の関連専門家に対し、触覚、点字、わかりやすい版の使用に関する研修のための財源を提供すること。**

家庭と家族の尊重（第23条）

45. 委員会は以下を懸念している：

(a) 障害のある人、特に障害のある女性、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人の結婚の権利を差別または否定する宗教法（障害を理由に離婚を認める法律、障害のある親の権利と責任を制限する法律、養子を迎える権利を制限する法律を含む）；

(b) 障害を理由として子どもを親から引き離すことを防止する措置がないこと；

(c) 障害のある人、特に女性および少女の性と生殖の健康と権利に関するアクセシブルな情報の欠如、それに関する職員の研修の欠如、家族教育に関する取り組みへの障害のある人の有意義な協議と効果的な参加の欠如。

46. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人、特に障害のある女性、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人に対する差別的な宗教法を撤廃し、障害のある女性の恣意的な離婚を禁止し、障害のある人が養子を得ることができるようにする法律を制定すること；**

(b) **障害を理由とする子どもの親からの分離を防止し、障害のある子どもとその親および家族、ならびに障害のある親が、家庭生活に関する権利を他の人々と平等に享受することを保障するために、経済的支援、カウンセリング、地域社会に根ざした支援およびサービスなど、必要なあらゆる支援サービスを提供するための効果的な措置を採択し、実施すること；**

(c) **障害のある子どもとその家族に対し、包括的な情報と支援サービスを提供するための措置を採択し、実施すること。これには、農村部や遠隔地に住む障害のある人を含む障害のある人に対し、アクセシブルな様式による家族計画教育や、性と生殖の健康に関するアクセシブルで年齢に応じた情報を提供するプログラムや政策が含まれる。**

教育（第24条）

47. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) インクルーシブ教育の発展とは対照的な、2019年の障害に関する複合特別教育政策を含む分離教育や特別教育に過度に依存していること、また、特に農村部や遠隔地において、小学校に就学する児童数に関する統計データが不足していること；

(b) 盲人、ろう者、知的障害のある人、精神障害のある人のための、点字、手話言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな様式の学習教材の不足、また、アクセシブルな交通手段や校舎の不足；

(c) 教育システムの専門職に対する点字、手話言語、わかりやすい版のスキルに関する訓練が不十分であること、障害のある生徒に提供される個別的支援や合理的配慮のレベルが不十分であること；

(d) インクルーシブ教育推進のための十分な予算配分がなされていないこと、また、教育制度に在籍する障害のある生徒数について、男女別、機能障害の種類別の体系的なデータ収集がなされていないこと。

48. **インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）に照らし、持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **インクルーシブ教育に関する国内行動計画を採択・実施し、教育制度に就学する子どもの数、特に農村部や遠隔地にいる障害のある子どもの数に関する統計データを収集する；**

(b) **障害のあるすべての生徒にアクセシブルな形式の学習教材を提供し、教育システム全体でアクセシブルな通学手段とインフラを提供するための取り組みを強化する；**

(c) **手話言語、点字、わかりやすい版の技能の習得を含むインクルーシブ教育に関する教員研修のための効果的なプログラムを確立し、障害のある生徒に対する個別的支援と合理的配慮を促進する；**

(d) **インクルーシブ教育の推進のため、および教育制度に就学する障害のある子どもの数についての男女別、機能障害の種類別に区分した体系的な統計データの収集のために、十分な予算配分を行うこと。**

健康（第25条）

49. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 障害のある人、特に知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある女性および少女、マイノリティに属する障害のある人、ハンセン病患者、障害のある移民および難民にとってアクセシブルな病院および保健センターの不足；

(b) 性と生殖の健康と権利およびHIV/AIDSの予防を含む、障害のある女性と少女のための医療サービスの不足；

(c) 締約国が策定しつつある新しい保健政策を含め、保健政策およびプログラムの作成において、障害のある人を代表する団体が有意義な協議および効果的な参加を行っていないこと；

(d) 医療制度において、障害のある人の要求を理解するための医療専門職の訓練に対する予算配分が不十分であること。

50. **条約第25条と持続可能な開発目標のターゲット3.7および3.8の関連を考慮し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人、特に知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある女性および少女、マイノリティ・グループに属する障害のある人、ハンセン病患者、障害のある移民および難民のために、アクセシブルな病院および保健センターを含む、利用しやすく質の高い保健医療サービスに関する国家戦略を採択し、実施すること；**

(b) **障害のある女性および少女に対し、性と生殖の医療およびHIV／AIDS予防に関する適切かつアクセシブルな情報（アクセシブルかつインクルーシブで、年齢にふさわしく、ジェンダーに配慮したカウンセリングの情報を含む）を提供するための具体的な措置をとること；**

(c) **締約国が策定中の新たな保健政策を含め、保健政策およびプログラムの作成において、障害のある人を代表する団体との有意義な協議と効果的な参加を確保すること；**

(d) **特に、障害の人権モデルと障害のある人の要求に関する医療専門職の研修のために、医療制度に予算を配分すること。**

労働と雇用（第27条）

51. 委員会は以下を懸念している：

(a) 雇用における障害のある人、特に障害のある女性、ハンセン病患者、知的障害のある人、精神障害のある人、および茶園労働者に対する差別的慣行。そこには、ハラスメント、採用における不公平な扱い、個別的支援と合理的配慮の不足、不平等な給料支払い、不利な労働条件と福利が含まれる。；

(b) 職場での障害のある女性へのセクシャル・ハラスメントの報告事例と、予防・保護措置の欠如；

(c) 官民ともに、開かれた労働市場への障害のある人の参加を促進するための効果的な奨励策や積極的格差是正措置がないこと。

52. **障害のある人の労働と雇用の権利に関する一般的意見第8号（2022年）に照らして、委員会は、締約国に対し、持続可能な開発目標のターゲット8.5に沿って、次のことを行うよう勧告する。**

(a) **雇用主の否定的な態度、個別的支援や合理的配慮の欠如、不利な雇用条件など、態度的・物理的な障壁に対処するための措置を採用する；**

(b) **職場における障害のある女性へのセクシュアル・ハラスメント、搾取、虐待と闘う措置をとる。そこには公衆の意識向上のためのプログラムや被害者の救済が含まれる。；**

(c) **奨励策を提供し、積極的格差是正措置を実施することを含め、官民ともに、開かれた労働市場における障害のある人の雇用へのアクセスを確保するための国家戦略を採択し、実施すること。**

相当な生活水準と社会的保障（第28条）

53. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 定期的な収入源を持たず、極度の貧困の中で生活している障害のある人の数が多いこと、また、障害に関連する費用を賄うための資源を含め、障害のある人とその家族が十分な生活水準を享受できることを保障する包括的な社会的保障制度が存在しないこと；

(b)　障害のある人の極度の貧困と困窮を緩和することを目的とした政策やプログラムの策定に、障害者団体が関与していないこと。

54. **障害の有無にかかわらず、すべての人のエンパワーメントと経済的インクルージョンの促進を目指す条約第28条と持続可能な開発目標のターゲット10.2の関連を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人が障害関連の追加的な出費を満たす支援を含め、相当な生活水準を生み出す強固な社会的保障制度を発展させて障害のある人の貧困を軽減するための国家戦略を採択し、実施する；**

(b) **社会的保障政策およびプログラムの設計において、障害のある人を代表する団体の完全かつ効果的な参加を確保する。**

政治的・公的生活への参加（第29条）

55. 委員会は懸念をもって以下の点に留意する：

(a) 憲法第66条および第122条ならびに2009年選挙人名簿法によって、障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人の政治活動への参加が機能障害を理由に制限されていること；

(b) 投票所の物理的なアクセスの悪さ、および、障害のある人、特に盲人および視覚障害のある人が投票権を行使するためのアクセシブルな様式での選挙資料に関する情報の不足；

(c) 障害のある人の投票プロセスには秘密保持がなく、それがプロセスを非民主的なものにしている；

(d) 政治的・公的な意思決定において、障害のある女性を含む障害のある人の代表や参加が低いレベルであること。

56. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人の選挙権および被選挙権を制限または否定するすべての法律および政策を廃止または改正すること；**

(b) **投票所の物理的なアクセシビリティを確保し、すべての障害のある人のために選挙資料に関する情報をアクセシブルな様式で提供するための具体的な措置をとること；**

(c) **投票プロセスにおいて、障害のある人の秘密が保証されるようにすること；**

(d) **選挙に立候補することを奨励することを含め、あらゆるレベルの政治的および公的な意思決定プロセスに、障害のある女性を含む障害のある人の参加を促進する。**

文化生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）

57. 委員会は以下を懸念している：

(a) すべての博物館、文化センター、レクリエーションセンター、観光名所、競技場がアクセシビリティに欠けていること。これには、公立図書館において、盲人および視覚障害のある人のためにアクセシブルな様式で情報を提供することも含まれる。また、農村部および遠隔地を含めて、障害のある人が積極的にスポーツとレクリエーション活動に参加できるようにするための予算の配分が不足していること。

(b) 締約国は、盲人および視覚障害のある人その他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを認める「盲人、視覚障害者その他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約」をまだ批准していないという事実。

58. **委員会は、締約国に対し、文化生活およびレクリエーション・スポーツ活動への障害のある人の参加に対するあらゆる障壁を撤廃し、国立障害者スポーツセンターの設立に関する措置を早急に講じることを含め、障害のある人の他の者との平等な参加を奨励するための具体的措置を講じること、ならびに、盲人、視覚障害のある人またはその他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約を可能な限り早期に批准し、実施することを勧告する。**

C. 特定の義務（第31～33条）

統計とデータ収集（第31条）

59. 委員会は、締約国のすべての地域において、障害のある女性および少女、マイノリティ、移住者、難民および高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人およびハンセン病患者を含む障害のある人に関する正確で、包括的で、質の高い、タイムリーかつ信頼性のあるデータが欠如していること、持続可能な開発目標の実施のための監視指標に障害に関する事項が統合されていないこと、統計データおよび障害のある人がアクセスできる様式でのその普及に関する情報が欠如していることを懸念する。

60. **委員会は、生活機能に関するワシントン・グループの短い質問集と、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会によって作成された障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーを想起し、締約国に勧告する：**

(a) **マイノリティグループに属する者を含む障害のある人を代表する団体と有意義に協議し、来る国勢調査および社会福祉省が実施する障害のある人を発見する調査において、これらの団体を参加させるために必要な措置を講じるとともに、生活機能に関するワシントングループの短い質問集の利用を検討することを含め、障害のある人に関する最新の分類されたデータを収集するためのシステムを設計すること；**

(b)　**持続可能な開発目標のターゲット17.18と条約第31条の関連に特別な注意を払い、所得、性別、年齢、人種、民族、移民の地位、障害、地理的な位置、および国の状況に関連するその他の特性によって分類された、質の高い信頼できるデータの利用可能性を大幅に高める；**

(c) **締約国がこの条約を実施するための政策を策定し実施することができるようにするため、このデータを分析するための措置を採用し、かつ、このようなデータが、農村部および遠隔地の障害のある人を含め、点字、手話言語、わかりやすい版および電子形式で利用可能であることを確保する。**

国際協力（第32条）

61. 委員会は、国際協力の協定および活動の計画、実施、監視および評価において、障害のある女性および少女の団体を含む、障害のある人を代表する団体の積極的かつ有意義な参加が欠如していることに懸念をもって留意する。

62. **委員会は、締約国に対し、設計、実施、監視、評価の各段階を通じて、障害のある女性と少女の団体を含む障害のある人を代表する団体の有意義な協議と効果的な参加を確保し、持続可能な開発のための2030アジェンダの国内実施とその監視に障害の権利を主流化する具体的な措置を採用するよう勧告する。**

国内実施と監視（第33条）

63. 委員会は、障害に関する連絡先とその任務が十分明確でないこと、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の基準を満たす、条約の実施を促進、保護、監視するための明確で独立した実質的監視メカニズムの欠如、および、その任務の遂行を可能にする十分な予算と人的資源、ならびに、条約の実施とその監視における、代表団体を通じた障害のある人の関与と参加が限られていることに、懸念をもって留意する。

64. **委員会は、締約国に対し、政府の連絡先と役割を明確にすること、パリ原則に沿った独立した監視機構を特定すること、条約の実施を促進し監視する業務を遂行するために必要な予算と人的資源を提供すること、市民社会団体、特に障害のある人を代表する団体が、その活動を遂行するために十分な予算配分を受け、条約の実施の促進と監視に積極的に参加することを確保することを勧告する。**

IV. フォローアップ

情報の普及

65. **委員会は、本****総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。とるべき緊急措置に関して、委員会は、条約第6条および第7条に該当する勧告に締約国の注意を喚起したい。**

66. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関係省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律の専門職などの関連専門職グループのメンバー、ならびにメディアに対し、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を伝達するよう勧告する。**

67. **委員会は、締約国に対し、定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を参加させることを強く奨励する。**

68. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、NGOや障害者団体、障害のある本人やその家族、手話言語を含む国語や少数民族の言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな様式などで広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

次回定期報告

69. **委員会は、締約国に対し、2029年12月30日までに第2回から第6回までをまとめた報告を提出し、そこに本総括所見における勧告の実施に関する情報を含めるよう要請する。委員会はまた、締約国に対し、委員会の簡略化された手続きの下で上記の報告を提出することを検討するよう要請する。この手続きにおいて、委員会は締約国の報告書に定められた期日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成する。このような質問事項に対する締約国の回答は、上記の定期報告書を構成するものとする。**

(翻訳：佐藤久夫、法政大学佐野ゼミ有志)

1. \*　　技術的理由で2022年12月8日に再掲載。前回の文書名はCRPD/C/BDG/CO/1.

   \*\*　委員会の第 27 会期（2022 年 8 月 15 日～9 月 9 日）において採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/SR.600](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.600)および[CRPD/C/SR.601](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.601) 参照。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/BGD/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/BGD/1). [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRCPD/C/BGD/Q/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/BGD/Q/1)。 [↑](#footnote-ref-4)
5. [CRPD/C/BGD/RQ/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/BGD/RQ/1)および[CRPD/C/BGD/RQ/1/Corr.1](http://undocs.org/en/CRPD/C/BGD/RQ/1/Corr.1)。 [↑](#footnote-ref-5)
6. [CRPD/C/5](http://undocs.org/en/CRPD/C/5). [↑](#footnote-ref-6)